



目次

告示

- ふるさと納税サイトを利用して納付される寄附金の収納事務委託に関する告示(地域政策課)
- ふるさと納税サイトを利用して納付される寄附金の指定納付受託者の指定(地域政策課)
- 自動車税等データエントリー業務委託(単価契約)に関する落札者等の公示(税務課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定(水環境課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 鳥獣保護区の更新(羊山公園)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(中津川)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(西秩父)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(名栗小学校)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(宮前小学校)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(若泉公園)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(岩槻公園)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(神明神社)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(男衾)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(嵐山郷)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(青少年野外活動センター)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(北武藏)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(鴻巣カントリークラブ)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(本庄)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(昭和池)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(菖蒲)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(鷺宮)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(青山)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(玉川)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(松伏)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(白岡第二)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(川島平成の森)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(下栢間・柴山枝郷)(みどり自然課)

- 特定獣具使用禁止区域の指定 (河原井) (みどり自然課)
- 特定獣具使用禁止区域の指定 (滑川和泉) (みどり自然課)
- 特定獣具使用禁止区域の指定 (比企北部) (みどり自然課)
- 保安林の指定の解除 (森づくり課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- ネットワーク型監視カメラ装置の賃貸借に関する落札者等の公示 (会計課)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 家畜伝染病予防法に基づく消毒に関する告示 (畜産安全課)

告 示

埼玉県告示第七百八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
ふるさと納税サイト 「楽天ふるさと納税」を利用して納付 される寄附金の収納 事務	東京都世田谷区玉川一丁目 十四番一号 楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 三 木谷 浩史	令和七年十月二十日から令和八年三月三十一日まで
二 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和七年十月二十日	三 委託をした日 令和七年九月三十日	

告 示

埼玉県告示第七百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる寄附金の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 寄附金、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

寄附金	指定納付受託者の事務所の所在地、 名称及び代表者氏名	指定期間
ふるさと納税サイト「楽天ふるさと納税」を利用して納付される寄附金	東京都世田谷区玉川一丁目十四番一 号 東天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩 史	令和七年十月二十 日から令和八年三 月三十一日まで
ふるさと納税サイト「ふるなび」を利用して納付される寄附金	東京都渋谷区渋谷三丁目二十六番二 十号 株式会社アイモバイル 代表取締役社長 野口 哲也	令和七年十月二十 日から令和八年三 月三十一日まで
ふるさと納税サイト「ANAのふるさと納税」を利用して納付される寄附金	東京都千代田区紀尾井町一番三号 P a y P a y 株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO 中 山 一郎	令和七年十月二十 日から令和八年三 月三十一日まで

二 指定をした日

令和七年十月二十日

告 示

埼玉県告示第七百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

自動車税等データエントリー業務委託（単価契約）850,000件

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15

番1号

3 落札者を決定した日

令和7年9月30日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社埼玉電算センター 埼玉県熊谷市拾六間770番地

5 落札金額

34.00円（消費税及び地方消費税を除く）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年8月19日

告 示

埼玉県告示第七百八十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 要措置区域

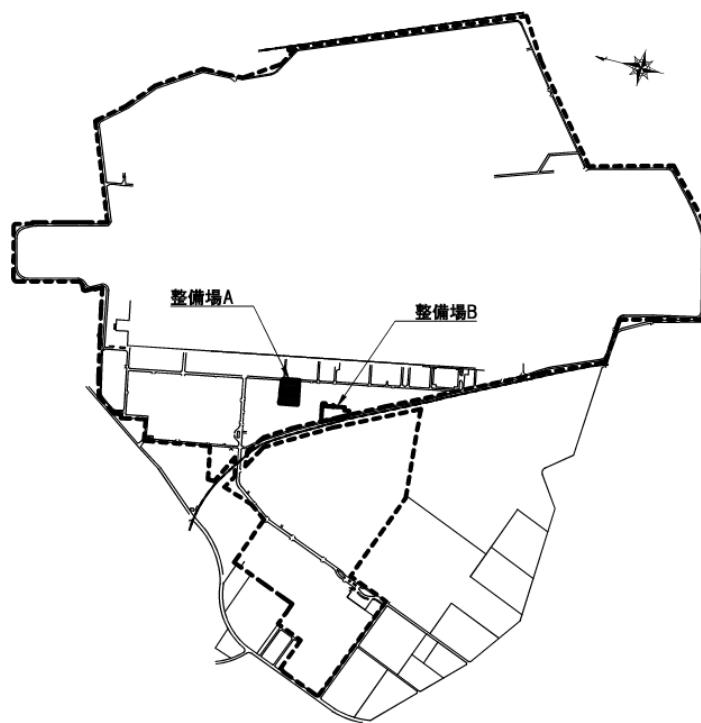
別図のとおり（埼玉県狭山市入間川字才五千二百四十四番三の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していらない特定有害物質の種類

ふつ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 講すべき指示措置

地下水の水質の測定



【起点】

起点は、埼玉県狭山市入間川字才
5248番内の座標
調査対象範囲の最北端を起点とす
る。

【格子の回転角度 (16度14分12秒)】

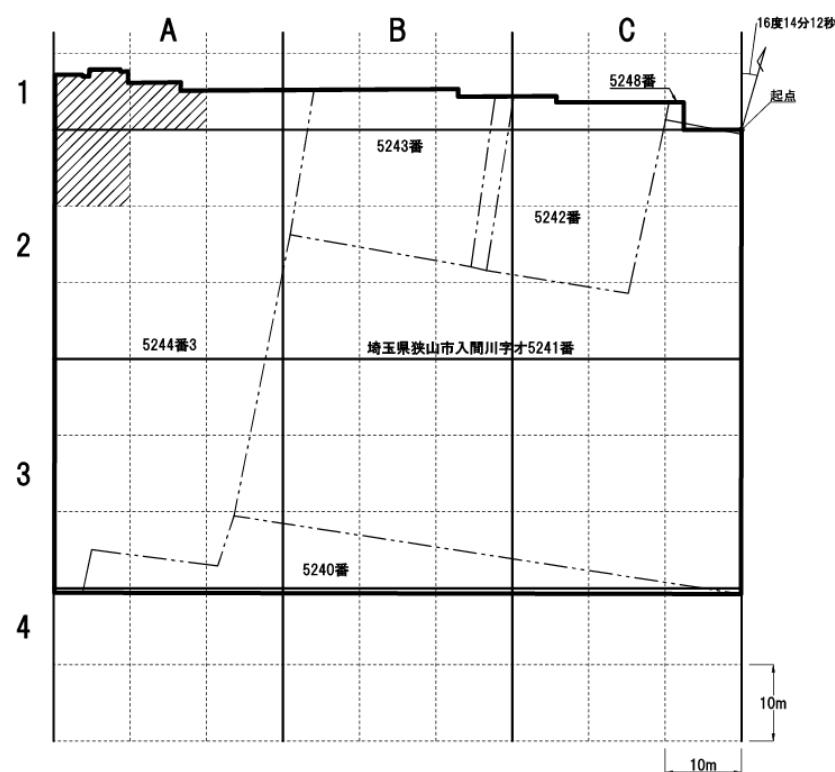
格子の回転角度は、起点を通り、東
西方向及び南北方向に引いた線並
びにこれらと平行して10m間隔で引
いた線により構成されている格子を、
起点を支点として左回りに回転させ
た角度を示す。

【凡例】

-----: 単位区画
——: 30m格子
—: 調査対象地
- - -: 敷地境界
- - -: 篁境界

//: 要措置区域に指定する区画
(ふつ素及びその化合物溶出量)
(ほう素及びその化合物溶出量)

(整備場A)



告 示

埼玉県告示第七百九十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

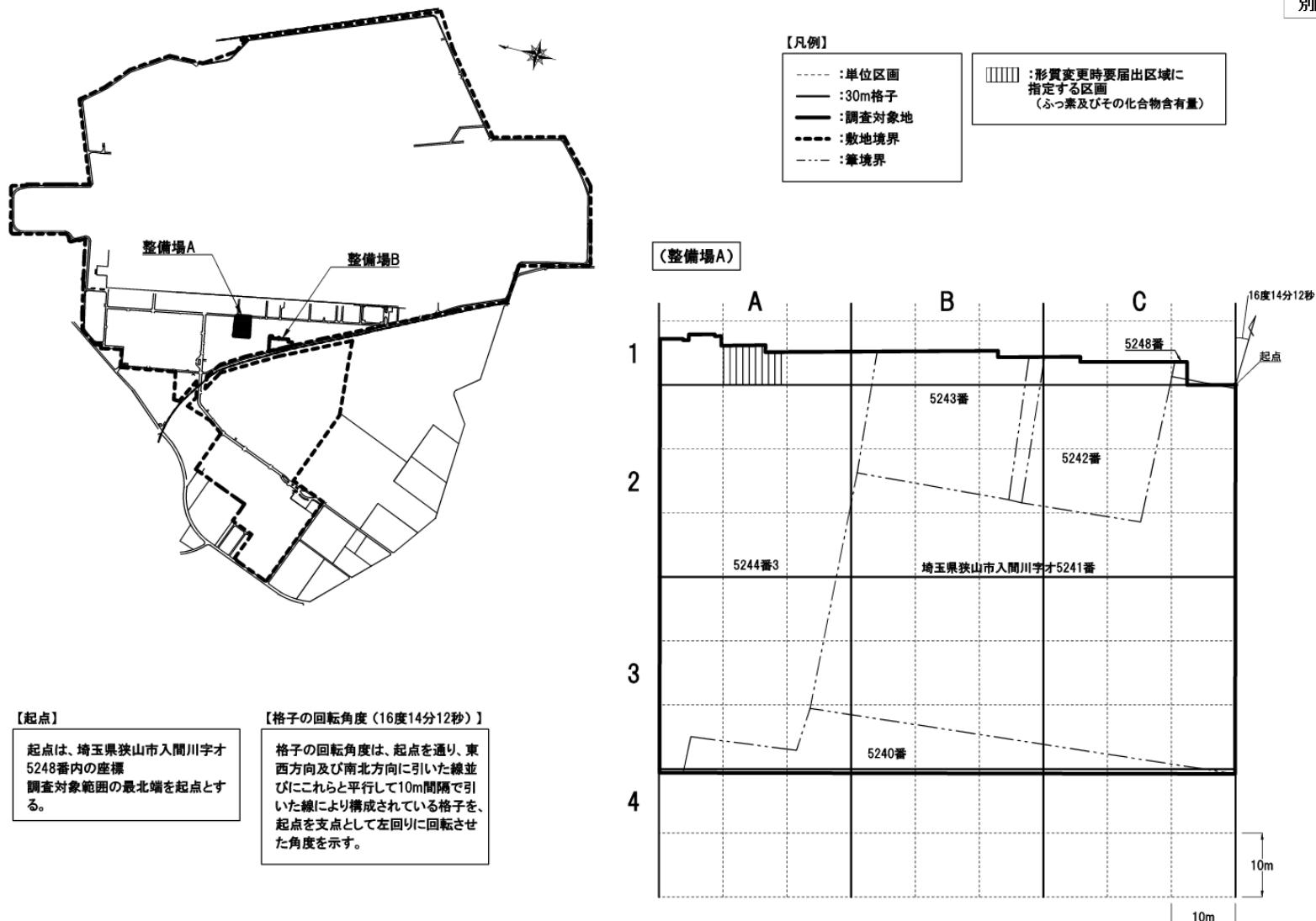
一 形質変更時要届出区域

別図一（埼玉県狭山市入間川字才五千二百四十四番三の一部）及び別図二（同五千二百三十七番一の一部及び五千二百三十八番の一部）のとおり

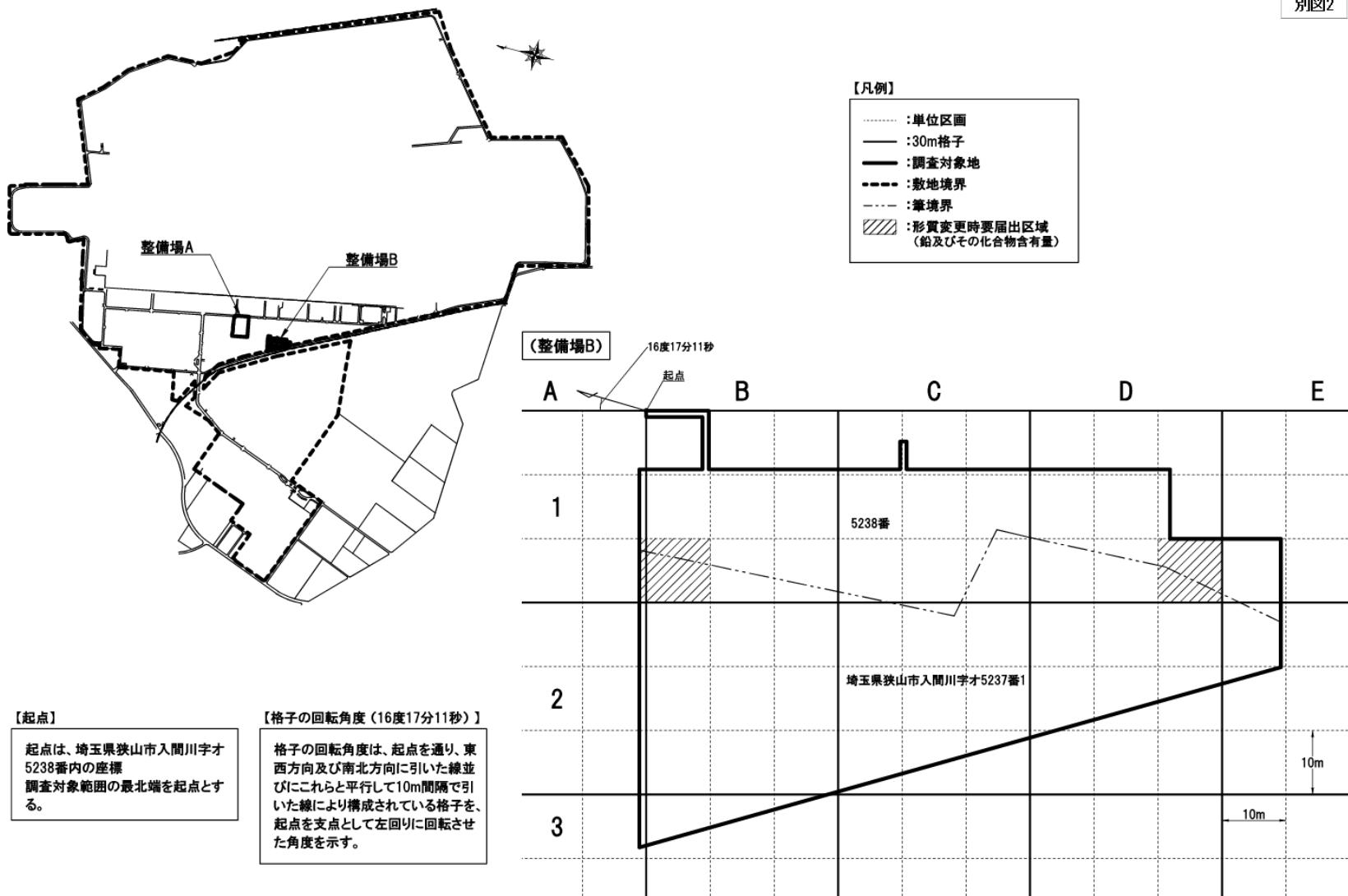
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

別図1



別図2



告 示

埼玉県告示第七百九十一号

平成二十七年埼玉県告示第千二百十号（鳥獣保護区の更新について）に係る羊山公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 名称

羊山公園鳥獣保護区

二 区域

昭和六十年埼玉県告示第千六百七十六号で告示した区域

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第七百九十二号

平成二十七年埼玉県告示第千二百十一号（鳥獣保護区の更新について）に係る中津川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 名称

中津川鳥獣保護区

二 区域

昭和五十年埼玉県告示第千四百四十七号で告示した区域

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

この区域は、秩父多摩甲斐国立公園内に位置し、広葉樹や針葉樹などから構成される多様な森林植生を有している。大型哺乳類をはじめとして、多くの鳥獣が生息している。これらの鳥獣の保護を図り、生物の多様性を確保することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百九十三号

平成二十七年埼玉県告示第千二百十二号（鳥獣保護区の更新について）に係る西秩父鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 名称

西秩父鳥獣保護区

二 区域

昭和六十年埼玉県告示第千六百九十五号で告示した区域

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

この区域は、広葉樹や針葉樹などから構成される多様な森林植生を有している。大型哺乳類をはじめとして、多くの鳥獣が生息している。これらの鳥獣の保護を図り、生物の多様性を確保することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百九十四号

平成二十七年埼玉県告示第千二百十三号（鳥獣保護区の更新について）に係る名栗小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 名称

名栗小学校鳥獣保護区

二 区域

昭和四十年埼玉県告示第七百五十三号で告示した区域

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第七百九十五号

平成二十七年埼玉県告示第千二百十四号（鳥獣保護区の更新について）に係る宮前小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 名称

宮前小学校鳥獣保護区

二 区域

平成六年埼玉県告示第千四百七十五号で告示した区域

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第七百九十六号

平成二十七年埼玉県告示第千二百五十五号（鳥獣保護区の更新について）に係る若泉公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 名称

若泉公園鳥獣保護区

二 区域

平成七年埼玉県告示第千四百三十八号で告示した区域

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第七百九十七号

平成二十七年埼玉県告示第千二百十六号（鳥獣保護区の更新について）に係る岩槻公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 名称

岩槻公園鳥獣保護区

二 区域

平成七年埼玉県告示第千四百三十九号で告示した区域

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第七百九十八号

平成二十七年埼玉県告示第千二百九号（鳥獣保護区の指定について）に係る神明神社鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 名称

神明神社鳥獣保護区

二 区域

平成二十七年埼玉県告示第千二百九号で告示した区域

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第七百九十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称
男衾特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
- 三 存続期間
平成十九年埼玉県告示第千五百七十号で告示した区域
- 四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

令和七年十一月一日から無期限

告 示

埼玉県告示第八百号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称
嵐山郷特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
平成七年埼玉県告示第千四百六十一号で告示した区域
- 三 存続期間
令和七年十一月一日から無期限
- 四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

告 示

埼玉県告示第八百一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称
青少年野外活動センター特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
昭和五十年埼玉県告示第千四百五十二号で告示した区域
- 三 存続期間
令和七年十一月一日から無期限
- 四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

告 示

埼玉県告示第八百二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称
北武藏特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
平成十九年埼玉県告示第千五百七十三号で告示した区域
- 三 存続期間
令和七年十一月一日から無期限
- 四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

告 示

埼玉県告示第八百三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称
鴻巣カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
昭和五十年埼玉県告示第千四百五十二号で告示した区域
- 三 存続期間
令和七年十一月一日から無期限
- 四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

告 示

埼玉県告示第八百四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称 本庄特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域 平成二十年埼玉県告示第千四百十五号で告示した区域
- 三 存続期間 令和七年十一月一日から無期限
- 四 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

告 示

埼玉県告示第八百五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称
昭和池特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
平成七年埼玉県告示第千四百四十九号で告示した区域
- 三 存続期間
令和七年十一月一日から無期限
- 四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

告 示

埼玉県告示第八百六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称
菖蒲特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
平成二十七年埼玉県告示第千二百三十三号で告示した区域
- 三 存続期間
令和七年十一月一日から無期限
- 四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

告 示

埼玉県告示第八百七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称
鷺宮特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
- 三 存続期間
平成二十四年埼玉県告示第千三百六十号で告示した区域
- 四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

令和七年十一月一日から無期限

告 示

埼玉県告示第八百八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称
青山特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
平成七年埼玉県告示第千四百五十二号で告示した区域
- 三 存続期間
令和七年十一月一日から無期限
- 四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

告 示

埼玉県告示第八百九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称 玉川特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域 平成十六年埼玉県告示第二千六十号で告示した区域
- 三 存続期間 令和七年十一月一日から無期限
- 四 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

告 示

埼玉県告示第八百十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称
松伏特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
- 三 存続期間
平成二十四年埼玉県告示第千三百六十一号で告示した区域
- 四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

令和七年十一月一日から無期限

告 示

埼玉県告示第八百十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称
白岡第二特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
平成二十六年埼玉県告示第十四百二十二号で告示した区域
- 三 存続期間
令和七年十一月一日から無期限
- 四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

告 示

埼玉県告示第八百十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称
川島平成の森特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
平成十七年埼玉県告示第二千十六号で告示した区域
- 三 存続期間
令和七年十一月一日から無期限
- 四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

告 示

埼玉県告示第八百十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称
下柏間・柴山枝郷特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
平成二十二年埼玉県告示第千三百七十一号で告示した区域
- 三 存続期間
令和七年十一月一日から無期限
- 四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

告 示

埼玉県告示第八百十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称 河原井特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
- 三 存続期間 平成十七年埼玉県告示第二千十八号で告示した区域
- 四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器
- 五 令和七年十一月一日から無期限

告 示

埼玉県告示第八百十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 名称

滑川和泉特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

比企郡滑川町大字和泉地内において、熊谷市との境界と滑川町道四千二百二号線との接点を起点とし、同地点から同町道に沿つて南東に進み、同町道四千七十号線との接点に至り、同地点を右折し、同町道に沿つて南西に進み、同町道百五号線との接点に至り、同地点を右折し、同町道二百二十号線に入り、同町道に沿つて北西に進み、同町道四千百五十八号線との接点に至り、同地点を右折し、同町道に沿つて北に進み、熊谷市との境界に至り、同地点から同境界に沿つて東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。

（面積四十九ヘクタール）

三 存続期間

無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第八百十六号

告 示

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 名称

比企北部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

東松山市大字毛塚地内における一般国道四百七号と東松山市と坂戸市の境界との交点を起点とし、同地点から同境界に沿つて西に進み、東武鉄道東上線との交点に至り、同地点からさらに東松山市と坂戸市の境界に沿つて西に進み、関越自動車道との交点を経て東松山市と坂戸市と比企郡鳩山町の境界との交点に至り、同地点から東松山市と比企郡鳩山町の境界に沿つて北西に進み、東松山市と比企郡鳩山町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿つて北西に進み、比企郡鳩山町大字将軍沢地内において前川にそそぐ小沢との交点に至り、同地点から同沢に沿つて西に進み、前川との合流点に至り、同地点から同川に沿つて西に進み、前川水路との接点に至り、同地点から同水路に沿つて南西に進み、嵐山町道将軍沢第一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南に進み、比企郡嵐山町と同郡鳩山町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿つて西に進み、嵐山町と同郡鳩山町の境界との交点に至り、同地点から同水路に沿つて北西に進み、県道大野一十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北に進み、嵐山町道大蔵第二百四十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北東に進み、嵐山町道大蔵第二百三十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北西に進み、嵐山町道鎌形第三百五十五号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて北東に進み、嵐山町道鎌形第三百六十四号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、嵐山町道鎌形第一一十八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、嵐山町道鎌形第三百六十四号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、嵐山町道第一一十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北に進み、嵐山町道鎌形第二百四十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて西に進み、嵐山町道鎌形第一一十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて西に進み、嵐山町道鎌形第二百四十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて西に進み、比企郡嵐山町と同郡ときがわ町の境界との交点に至り、同地沿つて南西に進み、比企郡嵐山町と同郡ときがわ町の境界との交点に至り、同地

町道吉田第三百八十九号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて東に進み、嵐山町道第一一二号線との交点に至り、同地点から嵐山町大字勝田百二十一番地先、長沼川の河川境界との交点に至り、同地点から同境界に沿つて北東に進み、比企郡滑川町と同郡嵐山町の境界に至り、同地点から同境界に沿つて南東に進み、嵐山町道勝田第百五十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南に進み、嵐山町道第一一二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南東に進み、滑川町道第四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、滑川町道第二十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南東に進み、滑川町道第四百三十四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、滑川町道第三百四十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて西に進み、滑川町道第三百四十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南に進み、滑川町道第八十八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて西に進み、滑川町道第三百四十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南に進み、滑川町道第十四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて東に進み、滑川町道第七十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北に進み、滑川町道第三百八百三十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北東に進み、滑川町道第十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて東に進み、滑川町道第二百四十五号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて東に進み、滑川町道第九千二百四十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北に進み、滑川町道第九千二百四十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北に進み、東松山市と比企郡滑川町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿つて北に進み、滑川鳥獣保護区の境界との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北に進み、熊谷市と東松山市の境界に沿つて北東に進み、一級河川和田川左岸との交点に至り、同地点から同川左岸に沿つて南東に進み、和田吉野川との交点に至り、同地点から同川左岸に沿つて南東に進み、熊谷市と東松山市の境界との交点に至り、同地点から同川左岸に沿つて南東に進み、和田吉野川左岸との交点に至り、同地点から同川左岸に沿つて南東に進み、県道冑山熊谷線との交点に至り、同地点から境界に沿つて東のち南に進み、東松山市の境界との交点に至り、同地点から境界に沿つて南に進み、熊谷市と東松山市の境界との交点に至り、同地点から同国道に沿つて南東に進み、県道冑山熊谷線との交点に至り、同地点から同県道に沿つて東に進み、県道冑山熊谷線との交点を経て市道大里六十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南東に進

み、県道行田東松山線との交点を経て南東に進み、比企郡吉見町と熊谷市の境界に至り、同地点から同境界に沿つて北東に進み、吉見町道第百三十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南東に進み、吉見町道第二十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北東に進み、吉見町道第百二十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南東に進み、吉見町道第百六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて東に進み、吉見町道第百七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北東に進み、吉見町道第百六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて東に進み、吉見町道第百五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南東に進み、吉見町道第四千八十二号線との接点に至り、同地点から同県道に沿つて南に進み、吉見町道第六千十一号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて南に進み、吉見町道第六千十一号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて東に進み、吉見町道第一百一号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて南に進み、吉見町道第七百六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて西に進み、吉見町道第六千二号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、吉見町道第七千百十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北西に進み、吉見町道第六千二号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、吉見町道第六千四百三十二号線との接点から同町道に沿つて南西に進み、吉見町道第七百六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北西に進み、県道小八林久保田下青鳥線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、吉見町道第六千四百三十二号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、同地点から同河川境界に沿つて南西に進み、さらに同境界に沿つて南に進み、東松山市と比企郡川島町との接点に至り、同地点から東松山市と比企郡川島町の境界に沿つて南に進み、さらに同境界に沿つて南に進み、東松山市と坂戸市と比企郡川島町の境界に沿つて南に進み、一般国道二百五十四号との交点に至り、同地点から東松山市と比企郡川島町の境界に沿つて西に進み、さらに同境界に沿つて南に進み、東松山市と坂戸市と比企郡川島町の境界に沿つて西に進み、一般国道二百五十四号との交点に至り、同地点から東松山市と坂戸市と比企郡川島町の境界に沿つて西に進み、起点に至る線で囲まれた区域。

（面積一万八百二十四・九ヘクタール）

三 存続期間

無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県狭山市大字堀兼字上棟二四四〇番二
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第八百十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 許可番号

第二〇二二一二四一四号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県三郷市南蓮沼字下沼二百八十七番十外二十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千三十六・〇九立方メートル

告 示

埼玉県告示第八百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

ネットワーク型監視カメラ装置の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和7年9月1日

4 落札者の氏名及び住所

F L C S 株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地

5 落札金額

37,950,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年6月27日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和七年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

一 許可番号

令和七年九月三十日

指令川建セ第〇六〇一〇二二号

二 検査済証番号

令和七年十月二十四日

川建セ第〇七〇〇八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡神川町大字二ノ宮字西塚原百二番三外四十四筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市北区土呂町一丁目四十六番九号

株式会社コスモフーズ 代表取締役 北池 直

告 示

埼玉県中央家畜保健衛生所長告示 埼玉県川越家畜保健衛生所長告示 第一號

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和七年十月二十八日

埼玉県中央家畜保健衛生所長 河津理子
埼玉県川越家畜保健衛生所長 伊藤麗子
埼玉県熊谷家畜保健衛生所長 中島敏行

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予防

二 実施する区域

県内全域

三 対象農場等

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）を飼養する農場その他家畜保健衛生所長が必要と認める場所

四 実施すべき者

三の農場等において飼養される家きんの所有者

五 実施の期日

令和七年十一月一日（土）から令和八年五月三十一日（日）までの間

六 消毒方法

農場等及び各家きん舎周囲のうち、家畜保健衛生所長が指示する場所に消石灰を散布する。ただし、同等の効果が認められる方法への代替も可とする。

七 その他

本告示による消毒作業が終了した場合は、直ちに当該農場等の住所地を管轄する家畜保健衛生所長に報告すること。

イ 埼玉県中央家畜保健衛生所

埼玉県さいたま市北区別所町百七番地一（郵便番号333-1108-11） 電話〇四八一六六三一三〇七一 ファクシミリ〇四八一六六六一八七三一 電子メールm633071@pref.saitama.lg.jp

ロ 埼玉県川越家畜保健衛生所

埼玉県川越市大字石田百五十[1]番地（郵便番号三五〇一〇八三[1]七） 電話〇四九一一[1]五一四一四一 ファクシミリ〇四九一一[1]六一九六五三 電子メール r254141@pref.saitama.lg.jp

八 埼玉県熊谷家畜保健衛生所

埼玉県熊谷市田光一丁目八番三[1]十号（郵便番号三六〇一〇八一[1]） 電話〇四八一五一[1]一[1]一七四 ファクシミリ〇四八一五一六一[1]〇六三 電子メール k211274@pref.saitama.lg.jp